

和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和 2 年 2 月 28 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

記

1 和解の相手方

上越市安塚区和田 631 番地

横尾建設工業株式会社 代表取締役 横尾 祐司

2 和解の要旨

- (1) 本件事故に係る損害賠償の額を 68,604,360 円とし、相手方は、上越市に対し当該賠償金を支払うものとする。
- (2) 上越市及び相手方は、今後、本件事故に関する裁判上及び裁判外における、一切の異議、請求の申立てをしないものとする。

3 事故の概要

- (1) 事故発生年月日 平成 29 年 12 月 12 日 午後 1 時 40 分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市安塚区樽田 158 番地（雪中貯蔵施設）
- (3) 事 故 の 状 況 雪中貯蔵施設の改修工事を受注した相手方が電気溶接作業中に発生させた火災によって、当該施設が全焼したもの